

令和元年（平成 31 年）事業用自動車 事故発生状況速報

令和元年における管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）の自動車運送事業者の事業用自動車に係る自動車事故報告規則に基づく重大事故の発生状況をお知らせします。

（令和元年速報値）

○事故発生状況の概況

- 令和元年の事業用自動車の重大事故の発生件数及び死亡者数は、全体としては減少したものの、ハイヤー・タクシーは大幅に増加している。
- 車両故障事故は減少したものの、車輪が脱落した事故の件数は 26 件と高止まりとなっている（例年、東北管内において全国でも突出して事故発生している）。
- 健康起因事故についても、平成 29 年の 18 件から大幅に増えた平成 30 年と同数の 29 件と高止まりしている。
- 事業用自動車総合安全プラン 2020 で目標ゼロとされている飲酒運転事故については、昨年と同数の 4 件となっている。

1. 事業用自動車の重大事故件数

（有責無責に関わらず生じた死亡、重傷、転落、火災等の社会的に影響の大きな事故）

令和元年の事業用自動車の重大事故の発生件数は、バス 175 件（対前年比 78.1%）、ハイヤー・タクシー 35 件（同 152.2%）、トラック 211 件（同 85.4%）、全体で 421 件（同 85.2%）と前年と比較して 73 件減少しています。

死者数は全体で 68 人（同 98.6%）と、前年と比較して 1 人減少しています。

自動車の装置の故障により運行できなくなったものは 202 件（同 83.8%）と減少し、その中で車輪が脱落した事故が 26 件（同 86.7%）発生しています。

2. 事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況

（1. の事故のうち事業用自動車の運転者が第一当事者となった事故）

令和元年の事業用自動車の運転者が惹起した重大事故の発生件数は、バス 28 件（対前年比 87.5%）、ハイヤー・タクシー 34 件（同 178.9%）、トラック 85 件（同 78.7%）、全体で 147 件（同 92.5%）と前年と比較して 12 件減少しました。

事故件数は減少したものの、死者数は全体で 44 人と前年に対して 12 人増加しています。このうち、ハイヤー・タクシー事業者による死者数は 14 人と前年に対して 10 人増加と、大幅に増加しています。

事業用自動車の運転者が体調不良となり生じた事故や、体調不良により運行を継続できなくなった事故は 29 件と前年と同数となっています。これらの健康状態に起因した事故の内、約 3 割が心臓疾患と脳疾患によるものでした。

飲酒運転事故は 4 件と、前年と同数となっております。

（詳しくは次ページ以降のグラフ等をご参照下さい。）



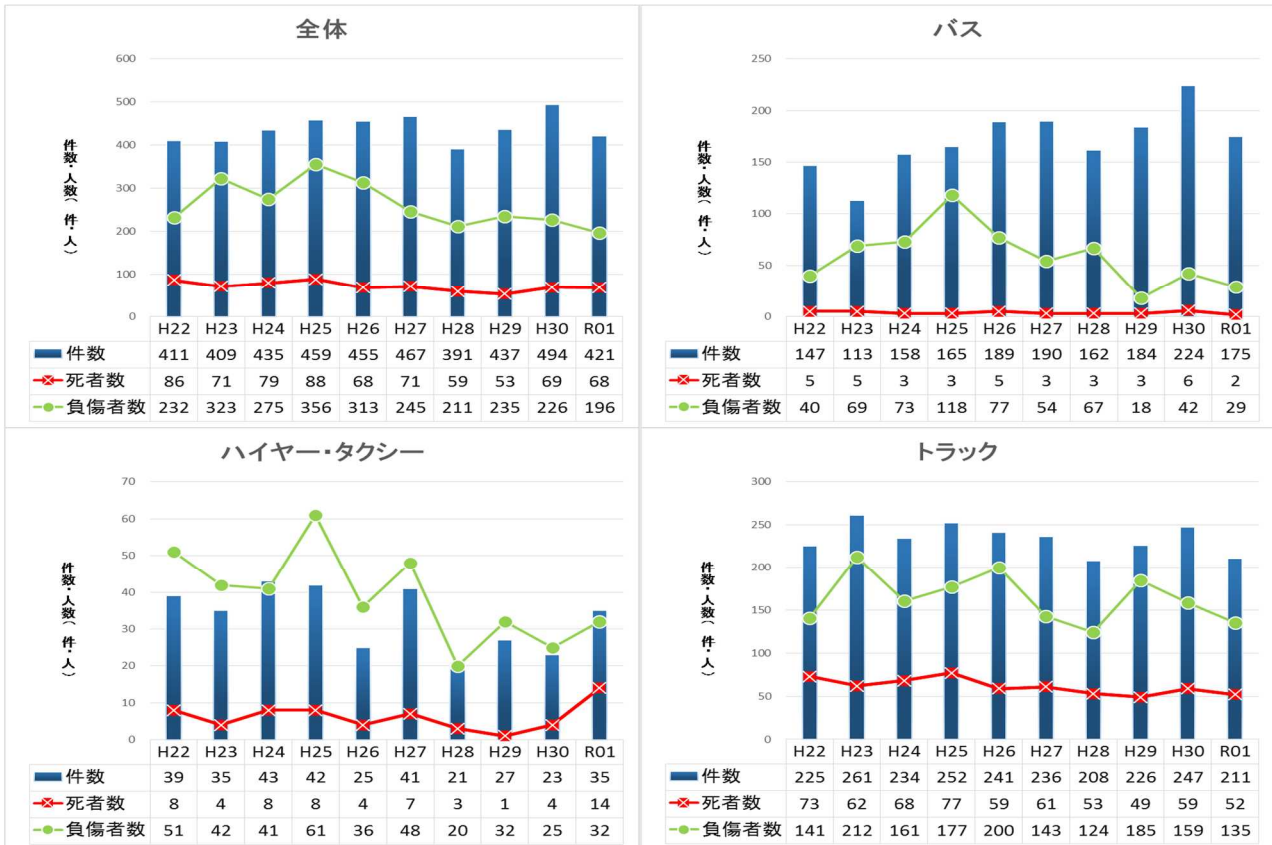
【問い合わせ先】

国土交通省 東北運輸局 自動車技術安全部

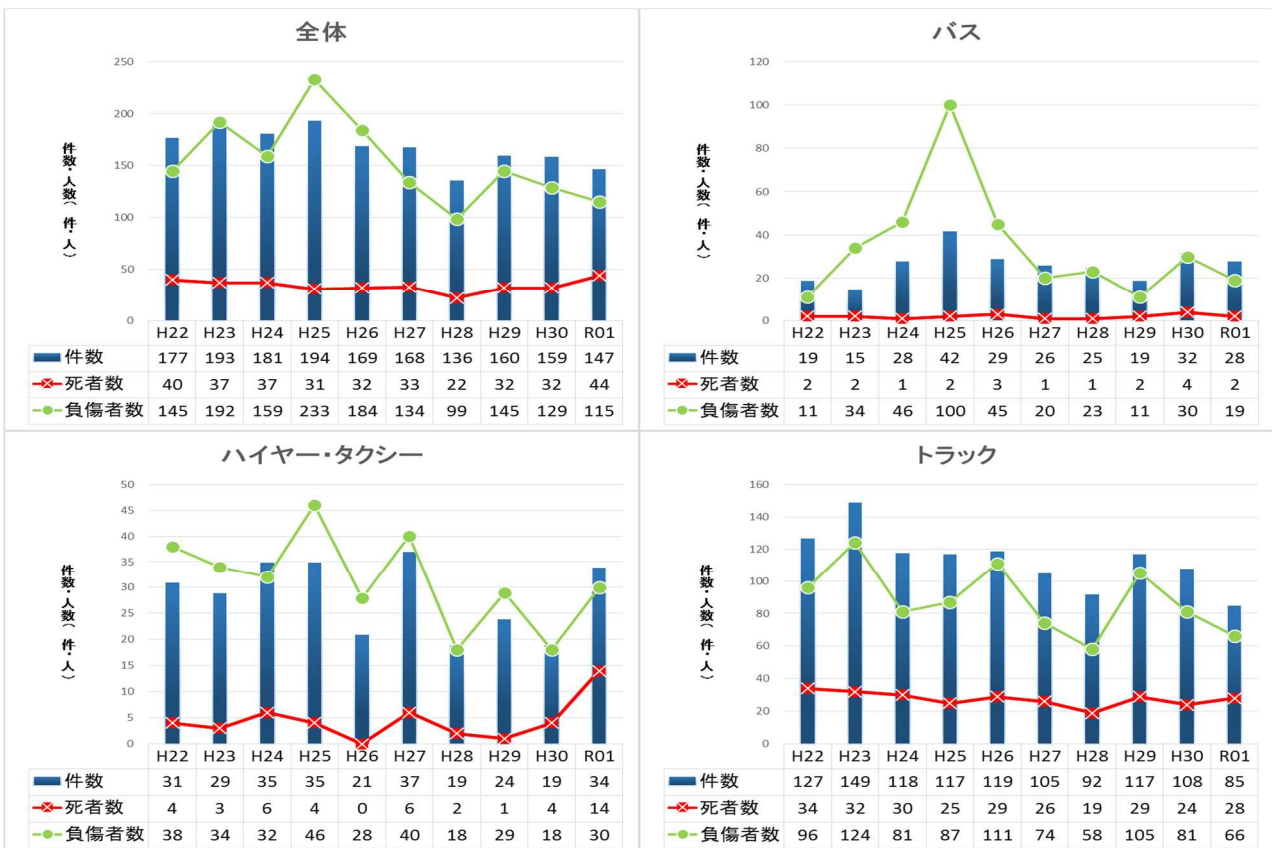
保安・環境調整官 平川、鹿島

TEL 022-791-7534

事業用自動車重大事故発生状況の推移（令和元年は速報値）



事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況の推移（令和元年は速報値）



県別の事業用自動車の重大事故発生状況（令和元年速報値）

業態	バス			ハイヤー・タクシー			トラック			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
青森	15	0	4	3	1	6	27	9	19	45	10	29
対前年比	+1	0	-13	+1	0	+5	-6	-1	-3	-4	-1	-11
岩手	0	0	0	3	2	2	31	8	24	34	10	26
対前年比	-10	-2	-10	+1	+1	-2	-26	-3	-13	-35	-4	-25
宮城	101	0	10	17	6	15	49	12	38	167	18	63
対前年比	-14	-4	+3	+6	+5	+5	+4	+4	+9	-4	+5	+17
秋田	7	1	3	3	2	1	30	7	7	40	10	11
対前年比	+1	+1	+1	0	+1	-3	+1	+2	-5	+2	+4	-7
山形	12	0	2	4	2	3	37	7	15	53	9	20
対前年比	+5	0	0	+2	+2	+1	+7	-1	-11	+14	+1	-10
福島	40	1	10	5	1	5	37	9	32	82	11	47
対前年比	-32	+1	+6	+2	+1	+1	-16	-8	-1	-46	-6	+6
局計	175 件	2 人	29 人	35 件	14 人	32 人	211 件	52 人	135 人	421 件	68 人	196 人
対前年比	-49 78.1 %	-4 33.3 %	-13 69.0 %	+12 152.2 %	+10 350.0 %	+7 128.0 %	-36 85.4 %	-7 88.1 %	-24 84.9 %	-73 85.2 %	-1 98.6 %	-30 86.7 %

県別の事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況（令和元年速報値）

業態	バス			ハイヤー・タクシー			トラック			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
青森	5	0	3	3	1	6	14	7	7	22	8	16
対前年比	-1	0	-9	+1	0	+5	-4	+3	-3	-4	+3	-7
岩手	0	0	0	3	2	2	13	4	6	16	6	8
対前年比	-6	-2	-6	+1	+1	-2	-16	-2	-22	-21	-3	-30
宮城	11	0	9	17	6	15	17	5	23	45	11	47
対前年比	0	-2	+3	+9	+5	+10	-2	-1	+13	+7	+2	+26
秋田	4	1	2	3	2	1	13	5	4	20	8	7
対前年比	+1	+1	+1	0	+1	-3	+4	+5	-1	+5	+7	-3
山形	3	0	2	4	2	3	11	4	9	18	6	14
対前年比	+2	0	+1	+2	+2	+1	+1	+2	-3	+5	+4	-1
福島	5	1	3	4	1	3	17	3	17	26	5	23
対前年比	0	+1	-1	+2	+1	+1	-6	-3	+1	-4	-1	+1
局計	28 件	2 人	19 人	34 件	14 人	30 人	85 件	28 人	66 人	147 件	44 人	115 人
対前年比	-4 87.5 %	-2 50.0 %	-11 63.3 %	+15 178.9 %	+10 350.0 %	+12 166.7 %	-23 78.7 %	+4 116.7 %	-15 81.5 %	-12 92.5 %	+12 137.5 %	-14 89.1 %

事業用自動車の運転者が惹起した重大事故の主な種類別発生状況（令和元年速報値）

事故種類	件数等	件数	対前年比	死者数	対前年比	負傷者数	対前年比
死傷事故		55	+11	23	+6	34	+6
	直進時	34	+6	17	+7	19	0
	右折時	5	-3	0	-3	5	0
	左折時	11	+6	5	+3	6	+3
	その他	5	+2	1	-1	4	+3
衝突事故		19	-12	9	0	49	-8
	正面衝突	4	+2	2	+2	8	+6
	側面衝突	3	-5	0	-2	9	-10
	追突衝突	10	-7	6	+1	31	0
その他	2	-2	1	-1	1	-4	
健康起因		29	0	12	+6	8	+1
	脳疾患	1	-8	1	0	0	-4
	心臓疾患	9	+3	8	+5	3	+2
その他	19	+5	3	+1	5	+3	
飲酒運転		4	0	0	0	2	0
車両故障		202	-39	0	0	0	0
	車輪脱輪	26	-4	0	0	0	0

○事業用自動車の重大事故報告

自動車運送事業者は、事業用自動車に係る重大事故があった場合は、自動車事故報告規則（昭和26年、運輸省令第104号）に基づき自動車事故報告書を、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長（注）を経由して、国土交通大臣に提出しなければなりません。

- （注）
- ・青森、八戸、弘前ナンバーについては、青森運輸支局長
 - ・秋田ナンバーについては、秋田運輸支局長
 - ・岩手、盛岡、平泉ナンバーについては、岩手運輸支局長
 - ・宮城、仙台ナンバーについては、宮城運輸支局長
 - ・山形、庄内ナンバーについては山形運輸支局長
 - ・福島、いわき、会津、郡山、白河ナンバーについては福島運輸支局長

○事業用自動車の重大事故

下の1. の事業者が関わる事故であって、有責無責に関わらず2. のいずれかに該当するもの

1. 自動車事故報告書の提出が必要な自動車運送事業者

- ・旅客自動車運送事業者
- ・貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）
- ・特定二種貨物利用運送事業者

2. 自動車事故報告書の提出が必要な事業用自動車の重大事故

①自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したもの

②10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの

③死者又は重傷者を生じたもの

④10人以上の負傷者を生じたもの

⑤自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩したもの

⑥自動車に積載されたコンテナが落下したもの

⑦操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に傷害が生じたもの

⑧酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの

⑨運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

※本統計において、運転者が疾病により死亡した場合も、事故による死者数として計上しています。

⑩救護義務違反があったもの

⑪自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの

⑫車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）

⑬橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの

⑭高速自動車国道又は自動車専用道路を、3時間以上通行止めにしたもの

⑮国土交通大臣が特に必要と認めたもの

○事業用自動車の運転者が惹起した重大事故

事業用自動車の重大事故であって、事業用自動車の運転者が第一当事者となったもの